

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
野洲市	堤	令和 3年 2月 1日	平成30年 2月 1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.9ha
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	13.9ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.5
(備考)	

注1:③の「●才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。(70歳や75歳など)
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落には70歳以上で後継者がいない農業者はいない。70歳以上で後継者が未定の農業者の面積が13.9ha、規模縮小などの意向もあるが、集落内で規模拡大の意向がある中心経営体が3経営体あり、1経営体は特定農業法人である。3経営体とも規模拡大の意向があり、後継者が未定の農地が出てきても受けられる余裕があり当面問題はない。
 排水路などの清掃など共同活動はできているものの、水路の整備などの補修、更新などについては集落の農業者が減少しており協力を得られるか不安がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

特定農業法人であるAを中心にB、認定農業者のCに集積、集約化していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻・麦・大豆	15 ha	水稻・麦・大豆	30 ha	野洲市
認農法	B	水稻・麦・大豆	0 ha	水稻・麦・大豆	2 ha	野洲市
認農	C	水稻・麦・大豆	0.6 ha	水稻・麦・大豆	3.5 ha	旧中主町
認農	D	野菜	1.6 ha	野菜	2 ha	堤
認農	E	野菜	0.3 ha	野菜	0.5 ha	堤
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	5人		17.5 ha		38 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地貸付等の意向

・貸付等の意向が確認された農地は、6筆、142aとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

・原則として農地中間管理機構を活用して農地の集積、集約を進めていく。